

今年は、4年に一度の統一地方選挙の年です

当町におきましても、4月に2回の選挙を予定しております。投票時間や投票場所など詳細については、後日郵送される入場券を確認してください。

また、投票日当日、都合が悪くて投票所へ行けない方は、期日前投票制度をご利用ください。

○選挙日程

- ・4月12日 北海道知事・北海道議会議員選挙
- ・4月26日 新冠町議会議員選挙

○期日前投票

・投票期間

告示日の翌日から投票日の前日まで、土・日・祝日も投票することができます。

告示日	北海道知事	3月26日
	北海道議会議員選挙	4月3日
	新冠町議会議員選挙	4月21日

・投票時間・場所

時間	午前8時30分～午後8時
場所	役場庁舎1階101会議室

- ・その他
- 転出された方は、転出先の各市町村窓口発行の「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」を持参してください。



○新冠町議会議員選挙立候補予定者説明会

- ・期日 3月24日(火)午後1時30分～
- ・場所 役場庁舎2階201会議室



- 問い合わせ先
- 新冠町選挙管理委員会 ☎ 0146・47・2111

各課からのお知らせ

交通災害共済のお知らせ

町では、次のとおり交通災害共済の加入申し込み受付を行っております。

○加入できる人

新冠町に在住し、住民登録をしている方。

○対象となる交通事故

日本国内における、自動車・原動機付自転車・自転車などによる道路上での交通事故で、過失に基づく自損行為を含みます。

○会費

一人年額500円(途中加入の場合も同額)

※平成15年4月2日から平成26年4月1日生まれのお子さんについては、町で一括して加入しますので、申し込みの必要はありません。

○共済期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

○見舞金

通院日数などに応じて3万円から80万円までの見舞金が支給されます。

○申し込み方法

自治会を通して申し込むか、役場町民生活課窓口で申し込んでください。

申込書と人数分の会費と一緒に提出してください。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活G社会係 ☎ 0146・47・2112

新冠町コミュニティバス愛称決定

2月13日から2週間の期間で募集していました新冠町コミュニティバスの愛称(ニックネーム)が決定しましたのでお知らせします。

全体で10作品の応募がありましたが、その中から、新冠町を連想できる、親しみやすいバスということで、字東町の高橋あす香さんの「メロディー号」に決定いたしました。

4月からは、このコミュニティバス「メロディー号」が新しいシステムで運行することとなります。制度について分からることなどがありましたら、担当までご連絡ください。

- 問い合わせ先
- 企画課まちづくりG企画係 ☎ 0146・47・2498

買い物袋還元事業終了のお知らせ

平成16年から実施していました、新冠町女性コミュニティ会議主催の買い物袋還元事業は、エコバックの普及により買い物袋の削減という当初の目的が達成されたことにより、平成27年3月31日をもって終了いたします。

ご協力いただきました事業所の皆さん、参加者の皆さん、どうもありがとうございました。

●問い合わせ先

社会教育課生涯学習G社会教育係 ☎ 0146・45・7833

役場からのお知らせ

- Niikappu Town Office Information -

エンゼル券(ごみ処理手数料の減免)の申請について

町では、少子化対策・福祉対策の一環として2歳半までの赤ちゃん、または、寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭に対して一定の処理量までの手数料を減免しています。

免除を行う理由は、現在、乳幼児と寝たきりの要介護者の必需品となった紙おむつについて、使用している家庭において、ごみの減量化を図っても、ごみに占める割合は相当量であることから、減免の申請があつた家庭に限り、次のとおり指定ごみ袋を無償で配布します。

- 誕生時……燃やせるごみ袋(大) 年間30枚
- 1歳の誕生日……燃やせるごみ袋(大) 年間20枚
- 2歳の誕生日……燃やせるごみ袋(大) 年間10枚
- 寝たきり要介護者・燃やせるごみ袋(大) 年間30枚

- 申請方法
お子さんが生まれたご家庭については、1ヶ月以内に町民生活課窓口で申請してください。
1歳または2歳のお子さんがいるご家庭については、それぞれの誕生日に申請してください。
寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭については、毎年4月中に町民生活課窓口で申請してください。
申請に必要なもの
●乳幼児・「母子手帳」と「印鑑」
●要介護者・「介護状態の分かるもの」と「印鑑」
- 問い合わせ先
町民生活課町民生活グループ環境衛生係 ☎ 0146・47・2112

新冠町簡易水道事業給水条例の一部改正について

町では、産業の活性化、とりわけ町内における6次化の推進や第一産業との結びつきが特に強い農畜産物や水産物の加工・製造業の企業誘致の促進図るため、給水使用料区分を変更することとしました。

- 今回の改正では、現行の6区分のうち「営業用」を、「一般営業用」と「農畜産物の加工及び製造業用」の区分に分割し、全体で7区分に変更しました。平成27年5月末検針分から適用となります。詳細は次のとおり。

種類別 用途	料率	基本料金(1カ月につき)		超過料金(1カ月につき)	
		単位	料金	単位	料金
計 量 給 水	家用	使用水量5立方メートルまで	1,640円	1立方メートル増すごとに	255円
	官公所、会社団体 その他業務用	使用水量10立方メートルまで	5,590円	"	255円
	営業用	使用水量20立方メートルまで	7,050円	"	255円
	営業用(農畜産物の 加工及び製造業用)	使用水量20立方メートルまで	7,050円	"	100円
	営農用	使用水量20立方メートルまで	4,930円	"	100円
	浴場用	使用水量50立方メートルまで	9,190円	"	153円
	臨時用その他	使用水量10立方メートルまで	7,390円	"	511円

●問い合わせ先 建設水道課管理グループ管理係 ☎ 0146・47・2518